

平成20年度町政執行方針

「小さくてもキラリと光るまち」、 「小さいからこそできる心あたたかいまち」 の実現に向けて



はつめい

3月10日から開会された町議会定例会において、小竹町長が新年度に向けて町政執行方針を述べ、行政運営に対する決意を表明しました。

本年は、私が町長に就任して4年目の総仕上げの年と捉え、町長就任時の町政運営のビジョンとして、「確かな改革の道」を進めることを前提に、「町民総参加の町政」、「誇りと希望のもてる地域づくり」、そして「情報の共有化による協働のまちづくり」をテーマに、町民とより深い信頼を積み重ね、厳しい行財政の中で、町民の生活を守り、活力のある新冠町のために取り組むことを約束して、誠心誠意努力してまいりました。これまでの取り組みの検証と初心に戻り、私の目指しております「小さくてもキラリと光るまち」、「小さいからこそできる心あたたかいまち」の実現を着実に前進させてまいりますのでご理解とご支援を賜りたいと存じます。

基本姿勢

私は、平成20年度の町政運営に臨むにあたって、特に、第1に行財政改革の推進、第2に定住・交流人口の拡大と地域連携、第3に保健・福祉・医療体制整備の3項目を基本姿勢として取り組んでまいります。

◇行財政改革の推進について

国は財政健全化に向け、安定した成長を図るとともに、「基本方針2006」及び「基本方針2007」を堅持し、平成23年度には国と地方の基礎的財政収支の黒字化を確実に達成するなど、歳入・歳入一体改革をさらに進めるとしてまいります。

このような状況下で、当町も平成18年を初年度とした第3次新冠町行財政改革大綱「推進計画」に基づき、実現可能なものから順次取り組み、町の将来を見据えた持続可能な財政基盤を確立するため、施策全般にわたって聖域を設けることなく行財政改革を計画的かつ確実に推進させてまいりました。

本年度も財政健全化を図るため、自主財源の確保対策の一つとして、使用料及び手数料などの改定を行うこととし、町民の皆さんに各種料金の見直しに関する概要版を配布し、ご理解とご協力をお願いしているところであります。

この度の使用料・手数料等改定の基本的な考え方ではありますが、行政サービスを提供する上で、公共施設利用などの対価として徴する使用料と、印鑑証明や住民票など個人の必要による役務の対価として徴する手数料については、何れも受益者負担の原則によるものであります。

次に、職員の定員管理適正化計画における基本的方向について行財政改革の中で定めております。

具体的な方向としては、退職者補充を凍結又は最低限の人数に抑制するなど職員数の縮小は、現在の社会情勢の中では避けて通れないものであり、組織・機構の改革を行い権限移譲など新たな行政需要にも耐えうる定員管理計画を策定すると定めており、平成17年度から平成23年度までの7年間で概ね9%の削減を目標として計画を策定し、公表しているところであります。とりわけ、

本年度は役場内の組織・機構改革の取り組みとして、税務課と財政課を統合し、さらに効率的な行政サービスを提供できる組織体制を確立いたします。

また、これまでの縦割り組織の弊害を可能な限り解消し、機能重視の機構に改め、行政の総合力の向上を図るとともに、より弾力的・機能的な組織運営をするため現行の係制を廃止し、グループ制を導入いたします。

次に、小学校統合を見据えた中で、バス運行の効率的な運用につぎまして、調査・検討するため、昨年議会において「生活路線バス等一元化調査特別委員会」が設置され、調査・検討を継続的に行って頂いております。本年度からスクールバスは、当面小中学生の

混乗の中で運行を行い、また、患者輸送バスと新冠温泉バスは、現行患者輸送バスを「健康推進バス」と改め、若干の時間及び起終点の変更等により温泉利用者も乗車させて、効率的な運行と多くの方々の利用促進を図ることとし、このことによって当町の総体的コスト削減に繋がるものと判断をいたしております。

さらに、公用車の更新・削減では、本年度より町長公用車の運転業務を民間に委託し、コスト削減と業務の効率化を図ることいたします。

◇定住・交流人口の拡大と地域連携について

当町の人口問題であります、近年の人口推移を見ますと自然要因であります死亡数が出生数を大きく上回り、少子高齢化における人口減少が顕著に現われており、昨年4月末住民基本台帳人口が、ついに6,000人を割り、5,987人となり、60年前の昭和22年の人口とほぼ同数となつたところであります。このような人口減少に対して危機意識をもって産業振興をはじめ地域間交流、魅力ある地域づくりなどが強く求められ、昨年度から始まりました団塊世代の大量退職者などを視野に入れ、移住や交流を促進させるため、定住・移住促進プロジェクトの積極的な展開をしているところであります。

町政執行方針

特に、定住・移住促進制度創設の基軸として捉え、官民一体で推進してまいりました。ロードの森ニュータウンの宅地分譲が順調に推移し住宅建設も予想を上回り、現在17世帯の住宅団地が形成され、地域コミュニティとして自治会設立に向けて準備を進めており、さらに本団地の今後の事業展開が期待されております。

さらに、当町の移住へのきつかけづくりとして、お試し体験の受け入れをしておりますが、本事業に対する関心も段々と高まっており、実際に新冠での生活体験をして頂いた2組が移住を決断して頂いております。この事業が移住に効果的でありますので、今後も積極的なPRと体験施設の確保並びに体験メニューの充実を図り、新冠暮らしを満喫して頂き、一人でも多くの方に移住して頂けるよう最善を尽くしてまいります。

また、小学校統合により廃校となる7校の再利用について、平成18年度より土地、校舎・屋体等の一括売却を前提にインターネットなどにより全国の民間事業者などに広く呼びかけてまいりました。これまでの公募において4校に5企業が応募され、事業計画書の提出をもって当該施設の入札参加資格者として取扱ひ、本年4月入札執行し、5月初旬を目途に全ての手続きを終えること

で取り進めてまいります。とりわけ、各企業提示の事業が計画どおり、早期に再利用を図り、雇用・就労の場の確保などによって人口増加に寄与し、地域の活性化に大きく貢献して頂けるものと期待をしております。なお、残り3校につきましても、同時に一般競争入札を行うことで取り進めてまいります。

次に、地場資源等を活用して観光やビジネスなど幅広い分野において、町と関わりをもたせた交流によって、町の活性化や定住・交流人口の拡大を図るため、全職員にアイデアを募ったところ75件の案が寄せられましたので、庁内検討委員会で検討し、速やかに事業化できるもの、今後事業化に向け調査検討を要するもの等に分類整理したところでありま

す。本年度は、町内の地域資源を活用した体験型ツアーの企画をはじめ日高山脈の山麓の湧水や道内最大級の石灰石鉱床等の調査・探索を行い、水資源活用の可能性や現地状況を明らかにした情報発信をいたします。このように、あらゆる手法・手段で、定住・交流人口増加対策に取り組んでおりますが、一方、国土交通省の調査では、高齢化や人口減少の影響で、維持・存続が危ぶまれる集落が全国で拡大しており、今後10年以内に423集落が消滅する恐れがあると予測さ

れ、65歳以上の高齢者が人口の半分以上を占める「限界集落」を中心に、「伝統文化の継承や社会サービス」の提供が困難になって、多種多様な問題も生ずるとされております。

当町も少子高齢化が顕著で、地域によっては地域自治をはじめ共同体としての機能が衰退することを懸念するところでありま

す。また、当町の地区別人口構成によると、既に3地区において55歳以上の方が地区人口の半分以上の「準限界集落」となっております。このように、過疎と高齢化が進行中であり、まだ体力のあるうちに地域と行政が連携を図り、町民と職員の信頼関係を構築し、私が常々申し上げております「協働のまちづくり」を一歩前進させるため、本年度は市街地を除く地域の方々と積極的な意見交換を行いますのでご理解とご協力を賜りたいと存じます。

◆保健・福祉・医療整備体制について

新冠町国民健康保険病院の基本的な考え方と今後の保健・福祉・医療体制整備の方向性につきまして、昨年の町政執行方針でも申し上げましたが、診療報酬の改定により、現行病院体制では多額の赤字が見込まれ、さらに国の療養病床再編計画に基づき、今後の療養病床の廃止等により、町財政に及ぼす影響が大きくなるこ

とを考慮いたしますと、現行の病院規模を縮小して診療所とするのが適当と判断するとともに、国保病院の規模縮小によって、現入院患者の受け入れ先並びに高齢社会に対応するため、現行病床を介護施設へ転換し、保健と医療が一体となって疾病等の予防活動に取組む「地域医療」を推進する体制づくりについて検討するとしておりました。

昨年、職員によるプロジェクトチームの最終報告を受け、町として方針を決定しましたので具体的な内容について説明いたします。なお、今後の国・道との協議経過の中で、若干の方針変更が生じる場合もあることをご理解願います。これまでの検討経過と最終方針であります。町の財政力と診療所の収支予測並びに近隣町における病床の充足度を勘案すると、診療所は無床化も選択肢の一つであります。しかしながら、病床を無くすることによる、現入院患者対応や医療提供体制への町民不安を考慮し、当面有床の診療所として運営していくことが適当と判断いたしました。

また、削減病床の補完機能としては、当町の施設事情と将来の民営化や移転後の収支を勘案し、特別養護老人ホームを増設することが適当と判断したところであり、診療所の整備概要であります。

が、1階は現行どおり診療部門とし、2階の病棟の一部を病床に活用し、予定標榜診療科目を内科・整形外科の2診療科とし、病床総数は18床で、うち療養病床15床・一般病床3床を予定しまして、平成21年5月を目途に診療所開設を目指して取り組んでまいります。

なお、診療所の救急体制は、現病院が実施している緊急時を含む24時間診療体制の完全実施は困難となりますが、現状に近い救急体制の確立を目指し可能な範囲で体制整備をしてまいります。とともに一次医療圏における当町唯一の公的医療施設の役割として、不足する救急医療については、隣接病院との積極的な広域連携により確保することで取り進めてまいります。また、緊急で重篤な高度医療を必要とするケースにつきましても、従来どおり浦河・苦小牧などの中核的病院との連携を維持してまいります。

次に、介護施設整備の方向性であります。病棟転換による介護施設は、当町の現状から特別養護老人ホームを優先することいたしました。とりわけ、既存病院施設規模等から特別養護老人ホーム転換病床として、最大20床が可能と見込み、今後変更届けを行うことで取り進めてまいります。なお、病床転換についての圏域